

『通所型サービス』重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所は、ご契約者に対して通所指定介護予防サービスを提供します。事業所の概要や、提供される

サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

1 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人青陽会 |
| (2) 法人所在地 | 徳島県徳島市飯谷町上里42-1 |
| (3) 電話番号 | 088-645-1300 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横石 忠男 |

2 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成15年4月1日指定
徳島県3670100019号
※当事業所は特別養護老人ホーム青葉荘に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 指定通所介護は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご利用者に、通所介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 青葉荘デイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 徳島県徳島市飯谷町上里50-2 |
| (5) 電話番号 | 088-645-0132 |
| (6) 管理者氏名 | 歳清 裕郎 |
| (7) 営業日及び営業時間 | 営業日 : 毎週月曜日から土曜日
(但し、日曜日及び1月1日から3日並びに12月29日から31日まで
は休業日とする)
営業時間 : 午前8時30分から午後17時30分 |
| (8) 開設年月日 | 平成15年4月1日 |
| (9) 利用定員 | 40人 |

3 職員の配置状況

当事業所では、指定基準に定められた数以上の職員を配置しています。配置状況は別紙のとおりです。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金は別紙のとおりです。

5 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に事故等が発生した場合の対応については、速やかに、保険者である市町村及び利用者の家族に、家族がない場合には近親者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償等の問題等を速やかに対処します。

6 利用者及び家族の情報管理・情報提供

個別援助計画作成及び実施段階において、居宅介護支援事業者等に対する利用者及び家族の情報の提供は、守秘義務を守り情報管理を徹底しますが、場合により、必要最小限に留めて情報提供することがあります。

7 利用の中止、変更、追加等

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。

サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の都合等により、ご希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能機関又は日時を契約者に提示して協議します。

8 苦情の受付

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付：088-645-0132（西野和美）ほか管理者まで

受付時間：毎週月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分

苦情受付担当者

生活相談員 西野 和美 ・ 松村 悠司

↓

苦情解決責任者

所長 歳清 裕郎

↓

第三者委員

政枝 文明

行政機関その他苦情受付機関

徳島市役所福祉課	所在地 徳島市幸町2丁目5 電話 088-621-5585
小松島市役所介護保険課	所在地 小松島市横須町1番1号 電話 0885-32-3507
阿南市役所介護保険課	所在地 阿南市富岡町トノ町12-3 電話 0884-22-1793
勝浦町役場福祉課	所在地 勝浦町字久国字久保田 電話 0885-42-1502
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用	所在地 徳島市川内町平石若松78-1 電話 088-665-7205
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島市中昭和町1丁目2 電話 088-654-4461

別 紙

青葉荘デイサービスセンターが提供するサービスと利用料金及び職員体制

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合があります。

1 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金は下記のとおりです。

上記の料金に食費の 520 円を加えた金額が、1 日の利用金額の目安になります。

《要支援者の基本サービス利用料金》

要介護区分	負担区分	要支援 1	要支援 1(1 回数)	要支援 2	要支援 2 (2 回数)
1 ヶ月あたりの基本サービス利用料	1 割負担者	1 7 9 8 単位 (5 回/月)	4 3 6 単位 (月に 4 回まで)	3 6 2 1 単位 (9 回/月)	4 4 7 単位 (月に 8 回まで)
	2 割負担者	3 5 9 6 単位 (5 回/月)	8 7 2 単位 (月に 4 回まで)	7 2 4 2 単位 (9 回/月)	8 9 4 単位 (月に 8 回まで)
	3 割負担者	5 3 9 4 単位 (5 回/月)	1 3 0 8 単位 (月に 4 回まで)	1 0 8 6 3 単位 (9 回/月)	1 3 4 1 単位 (月に 8 回まで)

《事業所で算定している各加算》

加算/減算	項目	1 割負担者		2 割負担者		3 割負担	
加算 (単位)	事業所が送迎を行わない場合	— 4 7 単位 (片道)		— 9 4 単位 (片道)		— 1 4 1 単位 (片道)	
	サービス提供体制加算 I	支援 1	8 8 単位	支援 1	1 7 6 単位	支援 1	2 6 4 単位
		支援 2	1 7 6 単位	支援 2	3 5 2 単位	支援 2	5 2 4 単位
処遇改善加算 I		1 ヶ月の利用料の 9.2%		1 ヶ月の利用料の 9.2%		1 ヶ月の利用料の 9.2%	

ご利用料金は上記単位 1 単位を 1 0 . 1 4 円で換算します。

要介護区分	負担区分	要支援 1 (5 回/月)	要支援 1 (1 回数) (月に 4 回で)	要支援 2 (9 回/月)	要支援 2 (2 回数) (月に 8 回で)
加算を含め 1 月あたりの基本サービス利用料	1 割負担者	2088 円	2028 円	4205 円	4155 円
	2 割負担者	4176 円	4056 円	8410 円	8310 円
	3 割負担者	6264 円	6084 円	12615 円	12465 円

※上記の金額に食費の 520 円を加えた金額が 1 日の利用金額の目安になります。

料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。

★ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い

いただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合でも償還払いとなります。

- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

2 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用

- ・料金：1回当たり 520円

② レクリエーション・クラブ活動

- ・ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。また、屋外の行事にも参加していただくことも出来ます。

料金：材料費及び必要経費の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代：実費

- ★ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明いたします。

3 利用料金のお支払い方法

お支払い方法は、つぎのいずれかの方法でお願いいたします。

- ① 1ヶ月毎の現金払い：10日以降に1ヶ月分の請求書をお送りしますので、利用時に現金でお支払願います。

- ② 口座振替による方法

4 職員の配置状況

職 種	職員数・時間数
1. 管理者	1名
2. 生活相談員（兼務）	2名
3. 看護職員（兼務）	2名以上
4. 介護職員	6名以上
5. 機能訓練指導員（兼務）	指定基準数以上配置しています。

令和 年 月 日

指定通所介護予防サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

青葉荘デイサービスセンター

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※（利用者と契約者が別の場合）

契約者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規程に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。